

豊中市地区まちづくり条例及び同施行規則改正（素案）の概要

1. 改正の趣旨

豊中市地区まちづくり条例は、市民と行政による協働のまちづくりの推進を図るため、それぞれの役割並びに地区まちづくりに関する必要な事項を定めることにより、本市の住みよいまちづくりをめざすことを目的に平成 4 年にまちづくり条例として制定し、直近では平成 24 年に地区まちづくり条例として改正を行っています。

市では、この条例に基づき、地区まちづくり活動を支援しており、これまで3つの協議会のまちづくり構想策定とその実現に向けた活動を支援してきましたが、10年以上新たなまちづくり協議会が現れていない一方で、地区計画等のルールづくりの取り組みが広がりをみせています。

今般、前回の平成 24 年の改正から約 10 年が経過することを機に、より幅広い活動の支援が図れるよう制度の充実を行い、全市域での市民主体の地区まちづくり活動の活性化を図ることを目的とし、本条例を改正するものです。

- * 地区まちづくり：地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善その他の地区環境を整備すること。（例えば、まちづくり協議会をつくり、まちの将来像を描いたまちづくり構想を策定する活動や今のまちなみを守り育てるため、まちのルールをつくる活動などがあります。）
- * 地区住民：自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者

2. 改正の内容

①地区まちづくり活動団体の登録制度の新設（条例・規則関係）

この制度は、市長が、地区まちづくりを推進することを目的とする市民組織を地区まちづくり活動団体として登録し、地区まちづくりに係る初動期の活動及び多様な活動を支援する制度です。

■ 登録

登録を受けようとする市民組織は市長へ申込書を提出し、市長はこれを受け、その組織が所定の要件を満たし、かつ、その活動内容が地区まちづくりを推進するものと認める場合は団体登録を行い、その概要をホームページ等で公表します。

【団体登録の要件】

- 5 名以上で構成され、かつ、半数以上が地区住民であること。
- 地区住民がその組織へ自由に参加できること。
- 活動地区の範囲を一定規模以上の範囲で、かつ、自らの活動に適した範囲内で定めていること。
- 活動地区が、活動内容を同じくする他の登録団体の活動地区と重複していないこと。

- 次の各項目に該当する団体でないこと。
 - ・ 特定の者若しくは組織に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある活動を目的とするもの
 - ・ 営利を目的とする活動を目的とするもの
 - ・ 特定の事業活動その他の活動に反対する活動を目的とするもの
 - ・ 公益を害する又は害する恐れのある活動を目的とするもの
 - ・ 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うことを目的とするもの
 - ・ 構成員に、豊中市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者がいるもの
 - ・ その他、地区まちづくりの推進において市長が不相当と認めるもの

■ 登録団体

登録団体は、地区住民や他のまちづくり活動団体等と協力して地区まちづくりの推進に努めるとともに、活動内容を公開し、地区住民に説明するよう努めなければなりません。

■ 助成等

市長は、地区まちづくりを推進するため特に必要があると認める場合は、助成要綱に基づき、登録団体に対して、技術的支援や活動に必要な経費の一部の助成をすることができます（要件有り）。

■ 更新

団体登録の有効期間は1年（初年度は登録を受けた日の属する年度の末日まで）で、引き続き登録団体として活動を行おうとする場合は、毎年度、更新手続きが必要です。

■ 取消し

市長は、以下のような場合は、団体登録を取り消すことができます。

【取消し要件】

- 団体登録要件に適合しなくなったと認めるとき。
- 偽りその他不正の手段により団体登録、登録変更又は登録更新を受けたことが判明したとき。
- まちづくり活動を全く行っていないと認めるとき。
- まちづくり活動に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。
- まちづくり活動がこの条例の趣旨、目的に適合しないものであると認めるとき。

■ その他

- 登録団体は、登録内容を変更するときは変更手続きが必要です。
- 登録団体は、毎年度、活動内容を市長へ報告する必要があります。

②地区まちづくりルールの登録制度の新設（条例・規則関係）

この制度は、市長が、登録団体が策定した地区まちづくりに関する自主的な取決め（地区計画等法制度を活用したルールを除く。）を、地区まちづくりルールとして登録し、当該ルールの周知を支援する制度です。

■ 登録

地区まちづくりルールの登録を受けようとする登録団体は市長へ申込書を提出し、市長はこれを受け、そのルールが所定の要件を満たし、かつ、その内容が地区まちづくりに関するものであると認める場合はルール登録を行い、その概要をホームページ等で公表します。

市長は、ルール登録にあたり、必要な範囲で指導、助言を行うことができます。

【ルール登録の要件】

- 多く*の地区住民の賛同を得ていること。（※多く：地区住民の2/3以上）
- その適用範囲が、当該ルール登録団体の活動地区内であって、一定規模の範囲で定められていること。
- その適用範囲が、他の団体の登録ルールの適用範囲と重複していないこと。
- 市の総合計画や都市計画マスタープラン等に反する内容を含まないこと。
- 特定の者若しくは組織に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす恐れのある内容を含まないこと。
- 特定の事業等に反対する内容を含まないこと。
- その他、地区まちづくりの推進において市長が不相当と認めるものでないこと。

■ ルール登録団体

登録ルールを策定した登録団体は、地区住民及び事業者等の理解と協力が得られるように周知に努めなければなりません。

■ 公表

市長は、登録したルールをホームページ等で公表します。

■ 更新

登録ルールの有効期間は1年（初年度は登録を受けた日の属する年度の末日まで）で、引き続きルール登録を受けようとする場合は、毎年度、更新手続きが必要です。

■ 取消し

市長は、以下のような場合は、ルール登録を取り消すことができます。

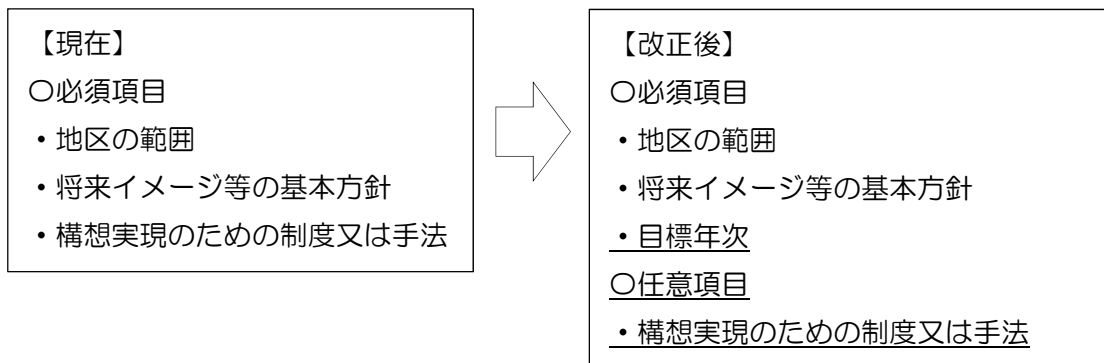
【取消し要件】

- ルール登録団体の団体登録が取り消されたとき。
- ルール登録団体による適正な運用が行われていないと認めるとき。
- 偽りその他不正の手段によりルール登録又はルール登録更新を受けたことが判明したとき。
- その他、この条例の趣旨、目的に適合しないものであると認めるとき。

③まちづくり構想の内容について（規則関係）

社会環境の変化に柔軟に対応できるまちづくり構想とするため、まちづくり構想で明らかにする内容を、以下のとおり変更します。

- 「目標年次」を必須項目として追加します。
- 「まちづくり構想を実現するために活用する制度又は手法」を任意項目に変更します。

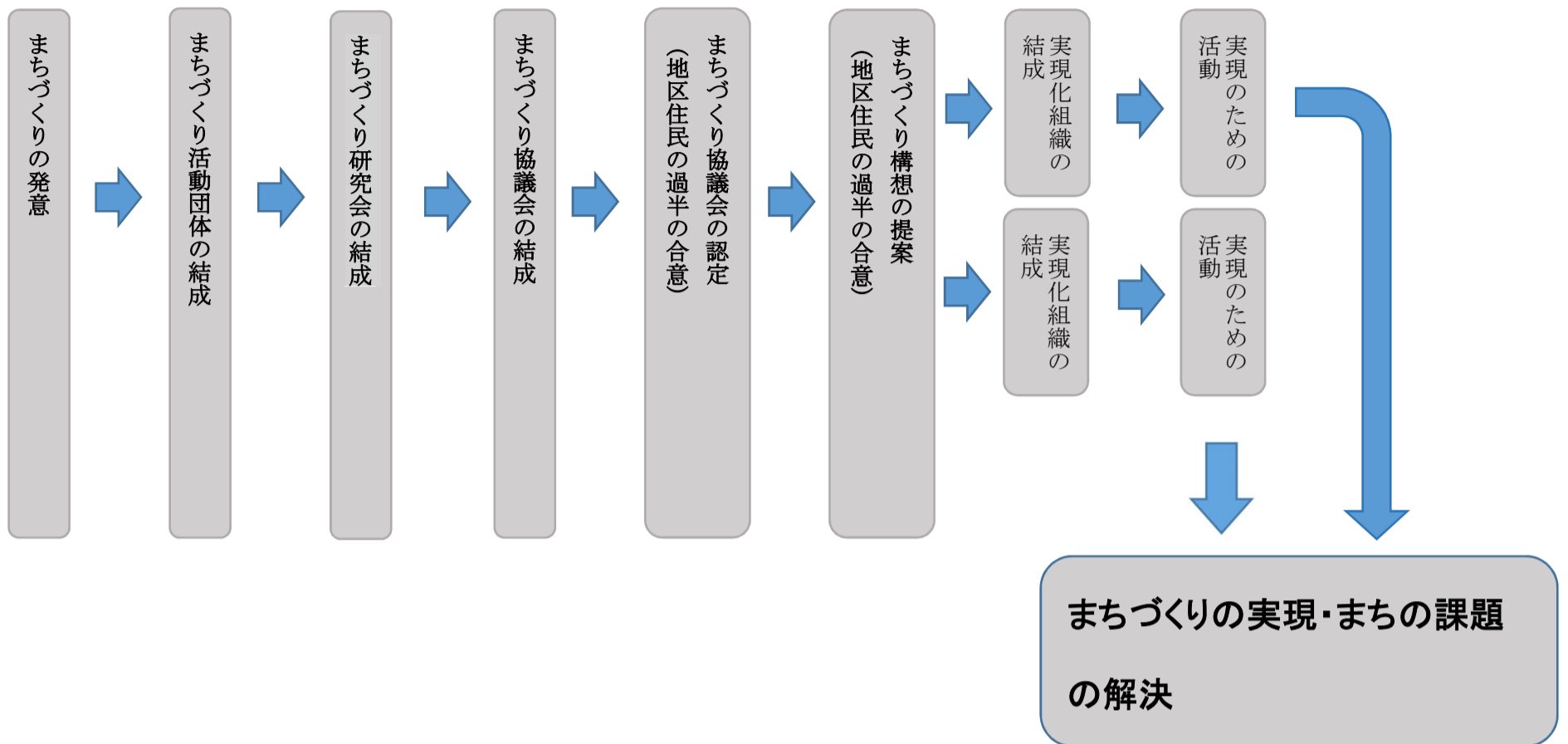


3. スケジュール

条例施行日 令和4年（2022年）4月1日

(現行)

地区まちづくり活動の流れ (フロー図)



(改正案)

地区まちづくり活動の流れ (フロー図)

